

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

美郷町長 田 中 秀 俊

市町村名 (市町村コード)	美郷町 (45431)
地域名 (地域内農業集落名)	若宮地区 (向、若宮)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月5日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本集落は、美郷町西郷地区の中心部に位置し、高齢化が進行する中、協定の対象となる農用地において、耕作放棄地の発生を防止するため、農業生産活動等に取り組んできた。

本集落の持つ多面的機能の確保を図り、平場地域と比べて生産条件の格差を補正する取組を行うことが必要である。

【地域の基礎的データ】

農業者:49人(うち50歳代以下3人)、主な作物:稲作

(2) 地域における農業の将来の在り方

本集落では、水路・農道等の維持管理や多面的機能の増進にも取り組み、農業生産活動を継続することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地のうち、山間部に散在する農地等を除いた農地。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で中山間管理機構への利用を検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業委員会と連携し、農地中間管理機構の活用を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業の活用予定はないが地域農業者の需要を踏まえて検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
中山間地域等直接支払制度支払交付金等の補助事業を活用し、水稻の共同防除や防除の委託によって省力化を図り、担い手の維持・確保へと繋げる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内での農作業の効率化を図るために、受託組織や担い手への委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。